

経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）
第7条第1項の規定による証明に関する申請書

年　月　日

福山市長 枝広 直幹 殿

住 所

電話番号

名 前

(※法人の場合は代表者名)

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第33項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します。

1 支援を受けた認定特定創業支援事業の内容及び期間

区分	創業支援事業者	内 容	期 間
経営		<input type="checkbox"/> 集合研修	年 月 日 ～
		<input type="checkbox"/> 個別支援	年 月 日 (日間)
財務		<input type="checkbox"/> 集合研修	年 月 日 ～
		<input type="checkbox"/> 個別支援	年 月 日 (日間)
人材 育成		<input type="checkbox"/> 集合研修	年 月 日 ～
		<input type="checkbox"/> 個別支援	年 月 日 (日間)
販路 開拓		<input type="checkbox"/> 集合研修	年 月 日 ～
		<input type="checkbox"/> 個別支援	年 月 日 (日間)

2 会社の商号(屋号) 及び本店所在地

(1) 商号(屋号) _____

(2) 本店所在地 _____

3 会社の資本額 万円 (会社の場合)

4 事業の業種及び内容 業種 _____
内容 _____

5 事業の開始時期 年 月 日

証明日 年 月 日 福産振 第 号

申請者が、上記の認定特定創業支援事業による支援を受けたことを証明する。

福山市長 枝 広 直 幹 ㊞

本証明書の有効期限： 年 月 日

※証明日から起算して1年以内かつ租税特別措置法に基づく有効期限 令和9年3月31日以内
※法改正等により優遇措置が廃止された場合や、申請者が産業競争力強化法で定める創業者に該当しなくなった場合、優遇措置は適用されません。

※会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。